
平成29年 第1回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第8日）

平成29年3月22日（水曜日）

議事日程（第8号）

平成29年3月22日 午前8時59分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第2号 | 議会委任による専決処分の報告について |
| 日程第2 | 議案第37号 | 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第3 | 議案第17号 | 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第4 | 議案第18号 | 請負契約の変更について |
| 日程第5 | 議案第19号 | 吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第20号 | 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第21号 | 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第22号 | 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第23号 | 吉賀町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第24号 | 吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第25号 | 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第26号 | 吉賀町斎場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第27号 | 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第36号 | 平成29年度吉賀町水道事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第28号 | 平成29年度吉賀町興学資金基金特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第29号 | 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第30号 | 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第31号 | 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第32号 | 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第33号 | 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第34号 | 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第35号 | 平成29年度吉賀町一般会計予算 |
| 日程第23 | 発議第1号 | 過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案） |
| 日程第24 | 発議第2号 | 米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案） |

日程第25 人権擁護委員の推薦の件について

日程第26 閉会中の調査報告について

日程第27 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 2 号 議会委任による専決処分の報告について

日程第 2 議案第37号 平成 2 8 年度吉賀町一般会計補正予算（第 1 1 号）

日程第 3 議案第17号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 4 議案第18号 請負契約の変更について

日程第 5 議案第19号 吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について

日程第 6 議案第20号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定について

日程第 7 議案第21号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第22号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第23号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例について

日程第10 議案第24号 吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第25号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第26号 吉賀町斎場条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第27号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第36号 平成 2 9 年度吉賀町水道事業会計予算

日程第15 議案第28号 平成 2 9 年度吉賀町興学資金基金特別会計予算

日程第16 議案第29号 平成 2 9 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算

日程第17 議案第30号 平成 2 9 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第18 議案第31号 平成 2 9 年度吉賀町介護保険事業特別会計予算

日程第19 議案第32号 平成 2 9 年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

日程第20 議案第33号 平成 2 9 年度吉賀町下水道事業特別会計予算

日程第21 議案第34号 平成 2 9 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算

日程第22 議案第35号 平成 2 9 年度吉賀町一般会計予算

日程第23 発議第 1 号 過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）

日程第24 発議第 2 号 米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）

日程第25 人権擁護委員の推薦の件について

日程第26 閉会中の調査報告について

日程第27 閉会中の継続調査について

出席議員（11名）

1 番 桑原 三平君	2 番 大多和安一君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桜下 善博君
5 番 中田 元君	7 番 河村 隆行君
8 番 藤升 正夫君	9 番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	谷 みどり君

午前8時59分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1. 報告第2号

○議長（安永 友行君） 日程第１、報告第２号議会委任による専決処分の報告についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。それでは報告第２号議会委任による専決処分の報告についてでございます。

報告第２号議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。平成２９年３月２２日提出。吉賀町長、中谷勝。

１ページ、お開きください。専決処分書。損害賠償の額を定めることについて。地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決する。平成２９年３月３日吉賀町長、中谷勝。

記、損害賠償の額を定めることについて。１、損害賠償の額、３万２,２９４円。２、損害賠償の相手方、益田市在住個人。３、事故の概要、平成２９年２月２０日午後５時１０分ごろ、六日市基幹集落センターと六日市体育館との連絡通路に設置している掃除用具収納用のスチールロッカーが強風により吹き飛ばされ、付近に駐車していた相手方車両に接触し、車両のフロントバンパーを損傷したということでございます。突風によりましてロッカーが倒れて、車を破損されたということの損害賠償でございます。それにつきましては町村会の保険で補填されるということになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、報告は終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑なしと認め、本案は報告をもって終了といたします。

日程第２．議案第３７号

○議長（安永 友行君） 日程第２、議案第３７号平成２８年度吉賀町一般会計補正予算（第１１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第３７号平成２８年度吉賀町一般会計補正予算（第１１号）でございます。これにつきましては、昨日も２９年度の予算書の差し替えをお願いしたわけでございますけれども、そのとき、指摘がございました六日市病院の償還関係の二重計上じゃないかという御指摘がございました。事実でございますので、これを訂正するということでございます。

平成２８年度吉賀町一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１億５５４万１,０００円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第 2 条地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第 3 表繰越明許費による。平成 2 9 年 3 月 2 2 日提出。吉賀町長、中谷勝。

1 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、款 9 項 1 地方交付税、補正での額が 3 3 億 3, 6 7 4 万 3, 0 0 0 円で、補正額が 2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円。補正後の額が 3 3 億 6, 0 6 4 万円。項 1 9 諸収入。款 3 貸付金元利収入。補正での額が 1 億 4, 2 2 4 万円。補正額は減額の 2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円で補正後の額が 1 億 1, 8 3 4 万 3, 0 0 0 円。歳入の合計が、補正での額が 7 1 億 5 5 4 万 1, 0 0 0 円で、差し引きは、これはトータルはゼロでございますので、補正後の金額も同額となっております。

1 ページをお開きください。第 3 表繰越明許費、款 2 総務費項 1 総務管理費、事業名、個人番号カード交付事業 5 0 万 5, 0 0 0 円。事項別明細書以降詳細につきましては総務課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） おはようございます。それでは、2 8 年度一般会計補正予算についての詳細説明を行います。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

昨日、御指摘いただきました病院からの貸付金の返還にかかるものでございます。経過を申し上げますと、当初予算、昨年の 3 月議会、平成 2 8 年 3 月の当初予算で、毎年償還をしておりました 2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円を貸付金収入ということで計上しておりまして、その後、9 月の補正予算で繰り上げ償還をいただく年間分の 9, 5 5 8 万 8, 0 0 0 円を計上したところでございます。その 9, 5 5 8 万 8, 0 0 0 円に当初予算で計上しておりました 2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円が含まれておりましたので、二重計上のような形になっておりましたので、今回、それを減額するものでございます。したがって、貸付金が款の 1 9 諸収入、項の 3 貸付金元利収入でそちらのほうを 2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円減額をしまして、それにかかる財源を、特別交付税を充てるというものでございます。2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円でございます。

なお、特別交付税の状況でございますけれども、つい先般、決定通知がありまして、年間の決定額が 4 億 3, 0 1 8 万 5, 0 0 0 円、4 億 3, 0 1 8 万 5, 0 0 0 円ということで決定が行われました。今回のこの 2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円の計上を含めまして、予算に計上しましたのが 4 億 1, 8 5 0 万 1, 0 0 0 円でございます。したがって、特別交付税においてはまだ予算に計上していない金額が 1, 1 6 8 万 4, 0 0 0 円あるということになります。

それから、2 ページのともちょっと詳細を説明させていただきたいと思います。この総務課

関連でございますので、説明させていただきたいと思います。

繰越明許費でございます。これにつきましては、個人番号カード交付事業にかかるものでございますけれども、これについても現在の発行状況等から繰り越し措置をするようにということで、国のほうから指示があったことによるものでございます。この50万5,000円につきましては全額、国庫補助金でございますので、一般財源はありません。

以上で、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと繰越明許費のことで、個人番号カードですが、先日の新聞報道にもありましたけど、島根県、かなりこの発行枚数が少ないということですが、吉賀町、どのぐらいの発行が出ておりますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 2月ぐらいに新聞各社から電話等、いただいた分ですが、そのとき、6.——7%弱だったと思います。確定申告が始まって、いくらかカードの交付を行いましたので、それでも考えられるほど上がってないと思います。7%ぐらいじゃないかと思ってます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第37号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第17号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。質疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤升

議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ８番。この計画の変更ですけれども、吉賀町公共施設等総合管理計画等も出されてはいますが、この計画の前提というか組み立てとしては、最初につくったときの状態のもとでつくり上げるということで、今の平成２８年度中に策定される吉賀町公共施設というような言葉がずっと何回も出てきますけれども、そのようにするのは妥当だということか、お聞きをします。

それとあわせて、別紙の２枚目ぐらい、はぐったところに、産業の振興というのがあります。これが真ん中の上のところに産業の振興がありまして、もう一遍、その下に産業の振興という部分に上がって来ておりますが、下のほうの産業の振興ということで、これも言葉として要るのか、ちょっと気になりましたので、その点はお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ２点質問があったと理解しております。お答えいたします。

まず、公共施設等総合管理計画との整合の文書を、文書というか言い回しを今回、変更するものでございますが、この過疎計画自立促進市町村計画の議決をいただいたのが平成２８年の３月でございます。この時点で、この公共施設等総合管理計画がちょっとまだ策定期日が未定のところでございます。それで、先般、全員協議会のところで説明いたしましたが、公共施設等総合管理計画が平成２８年度に策定されるということで、このような表現としております。この表現につきましては、過疎地域自立促進計画が策定された平成２８年３月の時点での表現ということで御理解いただければと思います。

それと、２点目の２、産業の振興という文言が必要かどうかということでございますが、別紙の最初のページに戻っていただきまして、項目ごとに２、産業の振興、次のページも産業の振興、その次にまいりまして、交通通信体系につきましても次のページにも項目ごとに載せているものでございます。わかりやすいようにということで、こう表現させていただきましたが、こういった言い方をして申しわけないですが、この２、重複してなくても議案としては成立するものと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

大変申しわけございません。私、今、「成立」という言葉を使いましたが、これ、ちょっと誤りでございまして、議案として提出できるものといいたしますということで、修正いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第17号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第18号請負契約の変更について（平成28年度吉賀町立小学校空調機設置工事）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 前回もお聞きしましたが、関連ということで、小学校の空調の整備ということで大変いいと思うんですけど、中学校の件でお聞きしましたが、中学校は蔵木中学校と六日市中学校の統合ということを今、検討中ということで、当分の間、予定がないということでありましたが、吉賀中学校と柿木中学校についても、当分の間、全く検討はされないということでしょうか、お聞きします。

○議員（5番 中田 元君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 具体的には、まだ検討してないわけですけども、六日市中学校と蔵木中学校の統合のちょっと経過を見ながらということでございますけども、やはりある程度、小学校・中学校という単位でくくって考えたいというふうに思いますので、仮に今、吉賀中学校と柿木中学校は統合の計画がないわけですけども、そこを先にすることになると、ある意味、ちょっと不平等感が出るのかなというふうにも思われますので、統合の経過を見ながら検討をすべきかなというふうに思っています。そういったところで、ちょっとすぐということにはならないと思ってます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第18号請負契約の変更について（平成28年度吉賀町立小学校空調機設置工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第19号吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第19号吉賀町子育て世代包括支援センター設置条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第20号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私は、本議案につきまして、反対の立場で討論いたします。

一般質問でも申しましたように、まず、この行政というのは、住民自治の上に成り立っております。もちろん、その中で主権は住民にあります。この条例は、まず、教育委員会が統合ありきでこの設置条例案を上程しております。

一般質問でも申し上げましたように、行政が自分の主張を、主張と言いますか、方針を設定すると言いますか、打ち出すことに異議を申し述べるものではございませんけど、それを住民に押しつけてこういうやり方をするというのは、非常に問題があると思います。今、行政のほうでは、自治交付金などによりまして、住民自治を高めようという行政を行っておりますが、まさにこれはその方針に逆行するものだと考えております。まず住民に、統合がどうなのかということを本気で考えさせてから、こういう方針を打ち出すべきだと考えまして、本条例に反対をいたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第20号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定についてに対する賛成の討論を行います。

まず、この経過につきまして、議会におきまして、教育長よりたびたび経過についての説明がございました。その最初に統合の方針を教育委員会が出す前に、教育長みずから地元の、地元と言いますか蔵木ですけども、保護者の方々のところに歩いて皆さんの御意見を伺って、そのことで子どもたちの教育の環境の整備のためには、統合が必要である。また保護者からもサインをいただいたというところからスタートしているものであります。

先ほど主権は住民にあるということではありますが、確かにそのとおりだというふうに思います。この設置条例におきましては、統合の時期についても明示をしているものではなく、この検討委員会において、新中学校の設立に必要な準備を進めることという目的がございしますが、先ほど言いましたように、統合の時期について明示していないというところでの一定の配慮もされた形で提出をされているということを考えても、私自身は子どもたちの環境、教育における環境というのを本当に考えていかなければならないと思います。中学校において全校生徒が10人という中で、この多感な年代の子どもたちが多くの友達といろんなかわり合いをする中で、成長が助けられるというふうに考えております。そういう点では、子どもたちの成長を助ける一助になればという思いでいっぱいあります。

よって、この設置条例に対して賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 続いて、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 私は、議案第20号に賛成の討論を述べさせていただきます。

私は一般質問を通じまして、統合の賛成・反対は常に言及はしておりませんでした。まず第一に、子どもたちのことを考えてほしいということを常に私は述べてまいりました。そういう目で、いろいろと経過はありましたが、この検討委員会を立ち上げる前に、まず準備委員会を立ち上げて、その準備委員会ではいろいろなことが話されましたが、教育委員会・自治会・保護者を交えた、それぞれ納得いくような検討委員会になるように、この検討委員会には教育委員会を初め自治会・保護者の代表者も含まれています。そういう検討委員会でありますので、私は子どもたちを第一に考えるということを考えますと、この検討委員会を設置条例に賛成をします。

終わります。

○議長（安永 友行君） 次は、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 以上で、討論なしと認め、討論を終わります。

日程第6、議案第20号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第21号

○議長（安永 友行君） それでは日程第7、議案第21号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第21号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第22号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第8、議案第22号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第23号吉賀町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論は終わります。

日程第 9、議案第 23 号吉賀町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 24 号

○議長（安永 友行君） 日程第 10、議案第 24 号吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 10、議案第 24 号吉賀町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 25 号

○議長（安永 友行君） 日程第 11、議案第 25 号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。10 番、庭田議員。

○議員（10 番 庭田 英明君） 参考資料の 38 ページの 7 条に、前条の事業に鑑み当分の間とありますが、当分の間というのはどう解釈したらよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） ただいまの質問にお答えします。

この解釈ですけれども、当然、国の情勢があると思います。これは今回の保育のニーズが急速に

高まったということで、都市部において条件を緩和しなければ保育士が集まらない、本来なら保育士と看護師をみなしとして保育士をするということだったんですが、その中に幼稚園教諭を含むということになりました。

ですから、一定程度のニーズに対して供給のほうバランスが取れば、ミスマッチがなくなれば、国においてはみなしを取り除く可能性があります。その条件としては、その間に保育士が育っていくと。新任の保育士、もしくはそれからリタイアしていった保育士がキャリア積んで保育士になっていくという、今、作業してますから、そういったことで、その需給バランスが取れた時点において、当然、国においては準則をまた出して、もとの法律の条項に戻すという作業が行われます。

これは当分の間ということですので、我々自治体でどうこうちょっとできないところがあります。町内においては当然、この条例に基づいて需給バランスが取れるように保育士を確保していかなければいけないですけども、この準則自体が国から出てきているものですから、そういった国の情勢の中で当分の間ということ、我々としては判断をしていきたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭木議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この質問は、当分の間ということで、雇用の関係が当然、出てくると思うんですが、その関係があるので質問したわけですけど、どういうその雇用のときに当分の間ということで雇用すべきなのか、どうなのかというところに少し疑問がありますので、町として、どういう指導なり、その事業者、をしていくのかという、何かお考えがあったらお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。今の幼稚園教諭であるとか養護教諭であるとか、そういった基礎資格をお持ちの方は、ある一定のトレーニングを積み、保育士としてみなすという、そういうキャリアデザインの道もあります。ですから、その間にキャリアデザインの道を踏んでいただいて、準則が出たときに幼稚園教諭あるいは小学校教諭をそのみなしから外すといったときにも、自分の救済の道がきちっと開けるような仕組みが今、できてますので、我々としてはそういうライセンスがきちっとした取得できるような環境をつくっていくと同時に、そういったライセンスが取れるような、そういうふうな指導なり、助言なり、サポートを各園にしていきたいというふうに思ってます。

今、御指摘をいただいた部分は我々がハローワークとかいろんなところに出しても、なかなかその応募がないという実態があります。ですから、それも含めて今からいろんな作業をしていかなければいけないと、法律が変わってもきちんと雇用ができるような環境をつくっていくのは、

当然、市町村の役目ですので、そういう環境をつくっていく必要があるだろうというふうには思っています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第 11、議案第 25 号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 26 号

○議長（安永 友行君） 日程第 12、議案第 26 号吉賀町斎場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番。条例のほうで言いますが、利用料金につきまして、町民以外のところが、準備のところが 9,520 円とするというふうになっております。この算定の根拠、お願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

算定の根拠と言いますか、利用区分で葬儀・通夜・準備等、消費税が済いません、5%から 8%になったときに割り戻しをしたりしたものですから、端数がそこについておるわけですが、町内と町外の人について約 5,000 円の差をずっと葬儀と通夜で持っていました。その辺で、その部分を準備のところにも導入させていただいて、消費税込めると 5,000 円になるわけですが、そういったことで設定させていただいたということです。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 消費税の関係ということでした。

そうしますと、条例の今、このたび改正の対象になっておりませんが、通夜のところの町内が 9,530円となっております。これも割り戻し等の関係で整理をするのであれば、9,530円ではなくて、9,520円とする分についても検討されたものか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） これについて、今10円違うわけですが、利用料金、5条のところで見ていただいたらいいんですが、ちょっと10円未満の端数が生じるとき、その端数を切り捨てるという分がありまして、その辺で、その辺も考慮しながら、30円にするとちょっと倍以上になってしまいますので、町民のほうの倍額ですね、で調整させていただいたということです。

そんなにないですが、済いません、その辺ちょっと考えたんですが、倍以上になってしまうんで、30円にすると。それで町民のところの倍額を町民以外のところに足していただいたということとであります。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 今、ちょっとよくわからなかったんですが、私がお聞きしたのは、通夜のところが今、9,530円となっております。このたび出された分で準備のところが9,520円というふうに言われて、それは消費税の割り戻しの関係だというふうに説明がありましたので、そういう考えでいきますと、9,520円に通夜の町民のところを9,520円にするということについて検討をされたのかということをお聞きをした分ですので、もう一度、ちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 済いません。ここについては検討しておりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、議案第26号吉賀町斎場条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 1 3. 議案第 2 7 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 3、議案第 2 7 号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 1 3、議案第 2 7 号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで 1 0 分間休憩します。

午前 9 時 54 分休憩

.....

午前 10 時 03 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 1 4. 議案第 3 6 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 4、議案第 3 6 号平成 2 9 年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑を保留してありますのでこれを許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第１４、議案第３６号平成２９年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第２８号

○議長（安永 友行君） 日程第１５、議案第２８号平成２９年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますのでこれを許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第１５、議案第２８号平成２９年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６、議案第２９号

○議長（安永 友行君） 日程第１６、議案第２９号平成２９年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありますか——質疑ありますか。１０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 本予算とは直接は関係ないんですけど、保険の一元化は言われてますけど、当然今単独でやっとなるときよりはその負担額というのは減ると考えておるんですけど、その辺の予測はどのようにされてるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 御質問にお答えします。

先般もこのことにつきまして少し答弁をさせていただいたんですが、実は第１回目のシミュレーションが２月に出了ました。これは島根県方式でございまして、標準保険料ということで統一保険料ではないという方法です。

数年間をかけて激変緩和措置を講じながら、将来的には統一保険料に持っていくということなんですけど、目標年度は決まってません。現在の数値は我々のほうでは把握してるんですが、大変申しわけないんですが県から公開してはいけないということになっております。

目安としては、８月前後ぐらいにまず第１回目の試算の公表ということになると思います。きちっと数字が上がるのが１０月ぐらいという今工程表なってます。

おしなべて申し上げれば、吉賀町の場合は給付費が低いですし、それから所得の割合が低いので、当然そこに入ってくる公費の負担がふえてきますので、現在と同等の水準が当分の間は続くというふうな今シミュレーションにはなってます。

ただこれはもう毎年やり方を変えていこうということになってますから、もう３０年度はそれでいったから３１年度も同じようにいくかといったらそうではないということを御承知おきをいただいたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第１６、議案第２９号平成２９年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 30 号

○議長（安永 友行君） 日程第 17、議案第 30 号平成 29 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 17、議案第 30 号平成 29 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算をを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 31 号

○議長（安永 友行君） 日程第 18、議案第 31 号平成 29 年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 18、議案第 31 号平成 29 年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 32 号

○議長（安永 友行君） 日程第 19、議案第 32 号平成 29 年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 19、議案第 32 号平成 29 年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 20. 議案第 33 号

○議長（安永 友行君） 日程第 20、議案第 33 号平成 29 年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第33号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第21、議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第34号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、議案第34号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第35号平成29年度吉賀町一般会計予算を議題といたします。

本案についての答弁残りがきのうの質疑の中でありますので、内容については8番議員の公共施設最適化事業債の償還期間及び庁舎改修の際の天井のコンセントについてです。赤松総務課長のほうから。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、昨日の御質問の答弁残りについて御答弁させていただきます。

まず公共施設最適化事業債の償還ですけども、これにつきましては償還期限が30年以内で、据置期間が5年以内ということになっております。上限ということでそうっております。

それから、もう一点の庁舎の改修工事の天井のコンセントということですが、これ協議の中で、今ちょっと日々協議で動いてるんですけども、天井からつるすタイプのコンセントこれをちょっと一時期計画しておりましたけども、今それはやらない方向でやっておりますけども、その関係でコンセント自体は増設をしたいというのはあるんですけども、そういったところでその協議の過程の中で出た話ですので、今はやらない方向になっておりますので御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は保留してありますのでそれ以外の質疑に移ります。質疑ありませんか。８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ８番。ちょっと、予算書のどこかすぐ言えないのでそのままお聞きしますけども、今の答弁のありました庁舎改修の件についてお聞きをいたします。

このたび、２階の空調につきましてはヒートポンプエアコン方式を採用ということで、もう一度ちょっとその方式を採用することについての利点をお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。１階がどういうあれだったか、ちょっと今名称覚えてないんですけども、１階が電気式ですね。２階はそれでヒートポンプということで。

執務室の利用頻度によって、その全体を電気にするよりかガスヒートポンプのほうが効率がよいということで、その点２階とか普段余り使わない部屋ですね、そこについてはそちらのほうで設計を組むということで設計士のほうから説明を受けておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ８番。引き続き庁舎の関係でお聞きをいたします。

照明灯をＬＥＤにするということであります。庁舎等をＬＥＤの照明を導入した場合に、使うことのできる補助金等についてどのようなものがあるかというの、今わかりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。今設計士のほうからそういった補助金があるということは聞いておりません。もしあるのであれば、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ＬＥＤ照明導入促進事業というのが、これは担当が地球環境局地域温暖化対策課地球温暖化対策事業室というふうになっておりますが、そのようなものもあるようですのでぜひ御検討を、お願いじゃないんですがその点についていかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 対象になる工事であれば、当然補助金はもらうというか申請はしなきゃいけないと思いますので、早急にその辺は設計士とも相談しながら対応できるようにしていきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ８番。引き続きですが電気設備の、多くの電気を使うわけですが、今中国電力との契約になっておりますが、これをほかのところとの契約によって対応するという事も検討としては入っているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今御承知のように、昨年から電力は中国電力じゃなくてほかのところで可能なんですけども、まだそういうところまで至っておりませんけども、いずれにしても近い将来見積もり等で他の電力会社も参加をさせながら、電気の契約についてはやっていきたいと思っておりますが、今回はまだちょっとそこまで至っておりませんので、当面は中国電力との契約ということになろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ８番。先ほどの答弁残りのところ分で起債の関係がありましたが、交付税措置もないということと、それと今後歳入の見込みというのが少なくならざるを得ない中で、可能な限り有利な起債でなければ利用しない形で取り組むほうがいいんじゃないかというふうに考えます。

といいますのは、起債ですから利息がついてくると思えます。その利息について、２，２００万円借金をして３０年間返していくということで想定されますが、その利息を払うこととの関係でどうしても今の起債を使わざるを得ないのか、この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

予算編成の時期には交付税算入があるというふうになんて誤った解釈をした分もありまして、除却については、一般的な分はこの地方債交付税措置があるんですけども、長寿命化であるとか施設の複合化であるとか何かに転用するとかいうな分であれば交付税措置があるんですけども、除却についてだけ交付税措置がないようです。

これ予算編成後にわかりまして、それで昨日も御質問いただいた後にちょっと相談もしたんですけども、もし財源的に、また財源の有効活用等が見込めるようであれば、今後補正予算等で財源の振りかえは当然検討していきたいというに思っておりますので、そのように御理解いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番。よろしくお願いします。

予算書の 50 ページ、社会福祉総務費の 001 で、民生委員児童委員の報酬ということで上がっております。ここで今お聞きをするのは報酬ではなく、この方々の民生委員としての研修の予定等については現状ちょっとどのようになっているか、わかりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 民生委員さんの研修の件についてお答えをいたします。

001 の中の一番下に費用弁償とあります。131 万 1,000 円。この中に研修旅費を含んでおりまして、主だったものだけ申し上げますと、新任中堅会長初任児童委員研修で、これが益田とか浜田とか松江で開催されるんですけどもこれにつきまして 9 万 6,840 円。それから定例的な研修としまして民生委員研修、これは中堅とかそういったところがあるんですけども、県の民児協で開催されるものがあります。これが 2 万 5,620 円を 2 回組んでおります。

それ以外に、定例会であるとか支部民協でお集まりをいただいた際に研修していただくというものが、費用弁償として定例会が 51 万 6,800 円、それから支部民協として 55 万 2,600 円、全体でおしなべて 131 万 1,000 円は費用弁償、ほとんどお集まりをいただいたり研修したりする費用というふうに御理解をいただいたらと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番。99 ページ、これの 074、事務局施設整備事業費とありますが、柿木の基幹集落センター裏に倉庫というか車庫というかありまして、屋根がもうぼろぼろで通常の雨が入ってはいけないようなところにも入るような状況になっておりますが、これらについての現状認識と対応等について、予算では上がっておりませんがどのような考えでおられるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 柿木の基幹集落センターのお話でございますけども、今ここに改修工事費が上がっておりますのは、今議員が言われました部分が入っておりません。それで、私も全てを把握しておりませんので、現況また調査いたしまして必要であれば対応したいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番。初日にもお聞きをしていますが、109 ページ、024 のサクラマス交流センター管理費であります。

調理員について、ほぼ決まったという御説明をいただいておりますが、もう一度実情のところと開設に向けての、建物はこの前竣工式等の後も内覧会もありましたので確認はできています

が、運営上の準備状況についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

ほぼと言いましたのは、調理員につきましては、3名の方は既に御理解をいただいておりますけども、なかなか残りの1名がそろわないということがありましたけどというか今もそうなんですけども、そういった形で非常勤の嘱託ということじゃなくてスポット的に出ていただく方が1名確保しておりますので、その方を当面当てさせていただいて、なお引き続き公募のほうは続けていきたいということで今のところは進めていこうというふうに思っております。

それから、準備状況なんですけども、昨日全ての方に辞令のほうの交付をさせていただきまして、早速もう昨日から出勤をしていただいているという状況でございます。

調理場等につきましては、きょう保健所の指導等もいただきながら、もう徐々に準備に入っていきながら今度の土曜日には試食会等も実施をする予定にしております、管理人の方についても今月のうちからもう何日か泊まっていただくようなそういうふうな準備をして、本格的に3月31日の夜からはもう子どもさんの受け入れを始めていきたいということで今準備に取りかかっているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。予算書の101ページのサクラマスプロジェクト事業費、一番下のほうにあります、ここの一番下に子どもと先生夢ゆめ交付金というものがありますが、もう一度ちょっと御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 子どもと先生夢ゆめ交付金ということで150万円の予算を計上させていただいております。

これにつきましては、事業の目的としましては子どもたちに夢と自信を持たせ、やる気、学ぶ意欲を引き出すために学校が創意工夫して取り組む特色ある教育活動等を先生と子どもの夢ゆめ企画事業として財政支援するものということでございまして、平成29年度から新しく創設をさせていただきました。

サクラマスプロジェクトの一環ということでございますけども、学校の中で先生や子どもたちがいろんな特色ある取り組みをしたいというところで、なかなかその予算的な部分で取り組みができないといったこともあるのではないかとというところで、学校の中で先生と子どもの間でいろんな企画を立てていただいて、それがある程度広範囲にわたって対象とさせたいというふうには思っておるところなんですけども、それに対して助成をしていきたいというもので、町の単独で実施するものでございます。

ことし初めて取り組みますので、どのような企画が出てくるかというのもまだ未知数ではあるわけでございますけども、この予算が議決をいただきましたらまた学校のほうにも説明をさせていただいて、取り組みをしていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

今考えておりますのが、1校50万円で3校程度というところで考えておりますけども、企画によってはその事業費が前後すると思いますので何校になるかわかりませんし、どんな事業になるかわかりませんが、そういったところである程度自由な感覚を持っていただいて、学校で企画をしていただいたものに対して助成をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。ちょっと場所がわかんないのでページ数示せませんが、彫刻の道に関連した質問をします。

直接彫刻の道の関係ではなくて、ゆ・ら・らへの入り口に住宅がございますが、以前から住宅周辺の環境整備について聞いたりもしておりますが、改めて今彫刻の道を整備をするに当たって、住宅周辺の環境整備について検討しなければならない時期に来ているというふうに考えますが、その点へのどのような取り組みを今考えておられるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 彫刻の道の整備に関しまして回答いたします。

現在、彫刻の道の整備を順次行っているところでございますが、今のユースパームでございますがここの仕切り、土地の境界がはっきりしてないのが現状でございます。

このたび彫刻の整備に当たりまして、住宅と今踏み石がずっと並んでいる間につきましては、目隠しのフェンスを設けまして、境界をきちっとするように住宅供給公社とも協議しながら進めているところでございます。まだ設置中でございますが、設置が完了しましたら今の、お互い動線といいますか視覚には入らないように今行っているところでございます。

彫刻の道の整備に関して、今行っていることを回答させていただきました。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 御質問には、一般的な住宅の管理という部分もあったんだろうというように思いますので、その辺についてお答えをしたいというように思います。

あくまで住民、住宅に居住されとる方に敷地内については管理を徹底してもらうように、現在もそういうことでお願いしてあるわけですが、若干管理不十分なところがあったりするのは私たちも見てるところでありますがこの辺については、敷地内については居住者に対してまたお願いしたいと思います。

また政策空き家等で、既に住んでないところも結構あったりします。その辺については、管理

費の中で管理をしていかなければならないというように思っておりますし、また場所によってはかなり急な斜面等もあったりする住宅があります。

そういったところまで草刈り等をお願いするというのもなかなか厳しいと思います。そういった部分については、フェンスの外とかそういったところで管理しなきゃならない部分については、住宅管理費のほうで管理をしていきたいというように考えてるところです。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ゆ・ら・らのほうに入りかけのすぐ県道側ですけども、植木等もありますがそのそういうもあっちこっちへ、ちゃんとした状態でない、本来ならもう既に必要のないものですから撤去するなり、また草刈り等についても、あその場合単身者が入っているという理由もあるかもしれませんが、自治会の活動としては非常に不十分であるというのは以前から申し上げておりますけども、そういうような状態ですからなおさらのこと何らかの手だてをしないと、最初の入りかけで余り見ばえのよくないものが目につくというのは非常に、よそから来られた方の目で見るとどういうふうに映るのかそういう点も配慮して、もう一度周辺について現地の調査等して御検討、これはお願いですけどもしたいと思います。答弁は要りません。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） サクラマス交流センターについてお尋ねします。

せっかくきれいにできたんで余りけちはつけないんですが、先日内覧会で見せていただいたところ、当議会に示された設計とは違ったような気がしております。そのおかげで、要は工事費が高くなったのではないかと、うがった見方をすればというような気もしますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

変更になったところは全員協議会で説明しましたが、それ以外のところで変更があったということは私どもは承知しておりません。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 変更があったのは2階が変わつ々々と思いましたが、詳しく言いますと、2階の入り口から上がったところが一部3段ほど何室かは低かったような気がします。

このたび内覧会で見た分では、2階はずっと真っ直ぐになっておりましたが、当初の計画では、入り口側の玄関側の階段上がったところで3段ぐらい下がった計画をしとるようになってしまったと思いますが、この間内覧会で見たんではずっと全部フラットで同じような高さになっておりましたが、それと交流室いうんでか中央の食堂のところの2階のちゅんか屋根の部分なんかの高さかなり、天井高何かも示されたのとは全然違ってましたけども、そういうのは全協ではというか

この議会では聞いておりませんけどいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） いつ時点というか、多分一番最初の見られた分かもしれませんが、金額の変更が伴うようなそういう大きな変更はないと思います。ですので、ずっと変更理由説明してきましたけども、それ以外のところで大きい変更があったということは聞いておりません。

ですので当初入札のときに、入札のとき若干変更したのはあるんです。議員おっしゃったように、高さが何かこう段違いになっとったのをフラットにしたとか、屋根が段違いだったですかね、その辺があったのはあったんですけど、それはもう入札の時点では直しておりますので、入札後にそれを変更したということはございませんので、その辺はないと思われますけども。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

最初に、赤松課長のほうから先ほどの答弁についての再答弁が求められておりますので、これを許します。赤松課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 先ほどの2番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますけども、先ほど言ったとおりなんですが、入札の際には屋根の設計等は変えてやったんですけども、ただ、議会で説明した資料と若干その辺は変わっとった部分があると思いますので、その辺、若干説明不足な部分があったと思いますけども、入札後の変更はその後説明したということでございまして、ですので、議会のほうとは、工事の着工前に説明した部分と若干違っている部分があったということは御理解をいただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 89ページの072の地籍調査で、今現在の進捗率と場所の詳細、地域的なものと、今後、調査が何年ぐらいに終了するかと、そういったところがわかればお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 済みません、今、資料を持っておりませんので、答えることができません。

○議長（安永 友行君） 今、3番議員の質問については、課長、調査しますんで保留します。

ほかの質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ８番。ちょっと場所はわかんないんですが、運転免許の自主返納に関してお聞きをいたします。一般質問でも取り上げられておりましたが、お金の精算についてですけども、業者に対してどういう形でお金が支払われることになるのかということで、運輸局等の関係から御答弁もありましたが、実費精算をするというような場合についてどのような形が考えられるのかという点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

手続的に言いますと、まず申請書を役場のほうに提出していただきます。それに基づきましてパスポートを発行いたします。その情報については運行事業者のほうにもお知らせをします。それに基づきまして、今度運行事業者のほうから年間３万円というバス料金の請求をいただいてお支払いするという流れになります。

ですので、今のパスポート券を持っていられる方は、町内の２つの事業者が運行するバスであれば、町内の区間はそのパスポート券で自由に乗れるということになろうかと思います。

ただ、町外に出る場合は、広域線なんかは津和野町と吉賀町の間を走っていますので、仮に吉賀町から津和野町まで乗られたら、その場合には実費精算をしていただくという形になります。

○議長（安永 友行君） ２番、大多和議員。

○議員（２番 大多和安一君） 彫刻の道整備事業についてお尋ねします。彫刻の道公園がはっきりいって手狭なんですけど、彫刻の道の整備については向こう１０年ぐらいかけて整備するとか聞いておりましたが、実際に、宇部の常盤公園では、常盤公園そのものが広いので、広い場所で彫刻が生きてくると思うんですが、現状のままでもう１０年も彫刻を置くということはなかなか考えられませんが、そのあたり、今後について、例えば町内の各所に置くとか、あるいは今森林整備しておられるみろく公園あたりのほうにするとか、そういうような計画がございましたら聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 彫刻の道の整備につきましてお答えいたします。

一昨年の全員協議会におきまして、およそ１０年をかけて整備するという提案をさせていただきました。

その後、御存じのとおり３体の彫刻を敷地内に設置しておりまして、このたび澄川喜一先生の作品をゆららの中庭に１体整備したところであります。

当初の計画では、澄川喜一先生には内々にはお願いしていたんですが、もうちょっと先でということで彫刻を設置する予定でございましたが、先生のほうからいい石が入手できたのでという御返事をいただきまして、今回、前倒しで整備をしたものでございます。

平成29年度予算におきましても、彫刻の道整備事業費としまして5,541万円計上しております。この中には、周辺整備事業費として4,820万9,000円と彫刻等の購入費ということで471万6,000円計上しております。

周辺の整備につきましては、フェンスの設置とか、既存の彫刻の周辺の舗装とか、いろいろ計画をしてございまして、順を追って整備していく予定でございまして。

周辺整備につきましては、今回の整備でほぼ終了するのではないかなと思っております。残るは、芝とか、今後の敷地の整備計画を順次進めていきたいと思っております。

彫刻等の購入費につきましては、UBEビエンナーレの展示作品、実物作品等々と調整しながら行っておりますが、やはり今の彫刻の道にふさわしいといいますか、マッチする彫刻を入手したいと考えておりますので、この辺はUBEビエンナーレ及び澄川先生等々と調整して順次選定をしていきたいと思っております。

常盤公園との比較ということでございますが、やはり常盤公園はあれほどの長い期間、約50年をかけて整備したものでございますので、なかなか駆け出しの彫刻の道とはすぐに比較はできないものと思っておりますし、敷地面積も全然違います。

今の彫刻の道の与えられた敷地内でもう一体置けるかどうかというところではございますが、今の環境で整備をしていきたいと思っております。

それと、町全体へということでございますが、時期を忘れましたが、議員の質問の中で、今後は国道沿いに彫刻を設置して、町全体で彫刻の町として整備していきたいという構想は持っておりますので、そのことを申し添えておきます。

以上で回答いたします。

○議長（安永 友行君） 先ほどの三浦議員の質問に対して、齋藤税務住民課長、入室されましたので、それについての答弁をしていただきます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼いたしました。それでは、平成28年3月末現在の進捗率を言います。

面積的には、国有林を除くところ、それから15条2項といいますか、圃場整備の面積も除いた部分が、全体で268.83平方キロの調査をする必要があるわけですが、旧六日市町においては6.9平方キロ、旧柿木では5.03平方キロということで、進捗率といたしましては4.47%であります。

今後の見通しですが、既に旧柿木においては、山間部を除いて宅地等の周辺は調査が終わって山林のほうに移行しているというところでありまして、旧六日市町はまだ平地の部分がかかなり残っておりまして、平地部分の終了もまだ10年余りの期間が必要だというように思っているところです。

全体の山林までの進捗については、そこまで計画をしてないわけですが、予算とかなかなかつきにくい状態に今なっておりまして、数十年かかるというように思っておるところです。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 今の進捗度を聞きますと、なかなか進んでないようなんですけど、まず、なぜ進捗が進んでないかということなんですけど、どういったことが原因でしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 先ほども申しましたが、旧六日市については平地部分ですので余り毎年の面積が上がリません。これについては、やはり広い面積をすると調査そのものに膨大な時間がかかるということで、毎年のできる部分の進捗、それから測量の部分があったりします。その辺で最大限の、0.3とか、多くても0.4平方キロぐらいの毎年の進捗率ということでありまして、その辺でなかなか進捗がいかない。

また、予算的にも、要求をしても国のほうの予算がつかないというような実態もありまして、昨年も予算が減額されたんで面積も若干下げざるを得ないような状況が出てきているというところでありまして、柿木については山ですんで、単価的にも安くなるという部分がありまして、1平方キロぐらいの毎年実施をしているというところです。

そういった部分で、進捗がなかなか十分でないという部分があります。

それから、平地についてはかなりの部分で進捗率が上がっているという部分があるんだろうというように思っていますが、いかんせん九十数％が山ですんで、平地の部分はかなり進捗したわけですが、全体の進捗率を上げる部分にはなっていないというのが実態だろうというように思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 吉賀町、県下でも一番進捗率が悪いわけなんですけれど、今課長が申し上げましたように、平地は柿木は終わりまして、六日市も、平地、蔵木のほうにいておるわけなんですけれど、山林部分に取りかかるのを、担当者のお話では、以前、幸地のほうから取りかかりたいということでしたが、やはり国有林があります蔵木から入ってやれば、蔵木の国有林部分もう済んだということになりますので、進捗率については上がってくると。

津和野町がうちなんかより高いわけなんですけど、これも、山をやっとるから面積が広がって、そういった作業が終わっておるという進捗部分については大きくなっていくということで、旧六日市のほうで山にかかれば、国有林部分、また、柿木のほうの部分の国有林と、そういったものが入ってくれば面積が広がるので、進捗率を上げるのが全てではないですけど、山の場合は、そういった部分を先にやれるようなことを考えておりますので。

課長が申しましたように、今、非常に予算がつきにくいということと、取りかかりが遅かった

ということです。隣の岩国市になりますと、錦町なんか40年も45年も前からやっておられますけれど、こちらについては13年から14年程度のことでございますので、そういった状況にあるということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 取りかかりが遅いからということですが、将来的に考えますと、今の平地の話もありましたけど、山林も含めて、これから将来的に開発等、売買等、いろいろな話が出てくると思いますけど、そうした場合、その案件によっては難しい、できないと、そういった事案も出てくると思うんですけど、そういったときの対応というのはどうされるか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 山林部分につきましては、林野庁関係の補助金で、林野の境界確認というか、そういった事業がありますので、そういった部分の境界を設定していくのを急ぎまして、あと圃場整備が境界杭以外は使えるということであれば、そういうものを使えば、山林部分で所有者がいなくてということが、できない部分、筆界未定ということがなくなりますので、山林関係については、林野関係の補助金をつけていただきたいと、境界確認の予算をつけていただきたいという要望活動をやっております。

平地についても、やはり所有者がいなくなれば、なかなか境界確認ができない。そういった場合は、いらっしゃっても隣同士でもめている場合は確定しないという筆界未定ということもありますので、そういったことはなるべくないようにしておりますけれど、幾らか出てくるのはやむを得ないことであろうというように思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先ほど8番議員さんのほうから免許書の返納の件でありましたが、ちょっとわかりにくかったんですが、1人3万円というのは、パスポートを出して、それを見せっていくということでしょうが、結果的には、3万円を1年で使わない場合がありますよね。

何か券かなんかを出すんですか、どういうことになる、はっきりようわからなかったんですが。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

パスポート券、早い話が定期券と思ったらいいと思うんですけども、それを見せればオーケーということで、あとは業者のほうから請求が来て、町は業者にお金を払うということで、個人には一切お金のことは影響しないというか、券がありさえすれば、どこを乗ろうが大丈夫ということ。

ただ、津和野町へ行くときだけはお金が必要ですよということになります。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それはわかるんですが、定期券をもらって、週に1回ぐらい乗れると思うんですが、300円で、今の3万円ということになると。

そうすると、3万円にいかん場合がありますよね。ほとんど乗らないという方もおられるかと思いますが、その方も、3万円を買ったもんだからそのものは業者に払うということになるんですか、3万円というのは。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

1回乗れば3万円ですし、100回乗れば、300円ですか、ということになるのかなと思います。

ですので、利用頻度にかかわらず業者のほうには3万円をお支払いするということです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 103ページ、教育費の学校給食会の補助金について教えてください。

この補助金は、完全給食費の無償化になって1年ちょっととなりました。年度当初に大体1食当たりの単価設定をするようになっておりますが、その積み上げの金額だろうと思います。そして食材費だろうと思うんですが、一応これの29年度の積み上げた詳細がわかりましたら教えてください。

また、その食材費の割合として、かなりお米のあれが多いと思うんですが、その割合がわかれば、金額でもいいし、パーセントでもよろしいんですが、これはどこの調理場も有機米ということになって、単価的にも一般の米よりは高いんじゃないかと思うんですが、その辺、詳細がわかれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 学校給食の件でございます。

今、予算に計上しております学校給食会運営補助金ということで、2,997万円の予算を計上させていただいております。このうち学校給食会のほうの運営分、主には給食会職員の人件費の部分になりますけれども、それが709万6,000円と、学校給食の食材のほうが2,287万3,060円になりまして、その合計で二千九百万円何かし、約3,000万円の運営補助金ということになっております。

それで、学校給食の食材費の単価でございますけれども、小学校が300円、中学校が340円、この食材費の中で1食当たりで給食をつくっているということでございます。

それから、今、米の話がありました。米につきましては、平成27年度の実績ベースでいいま

すと、1食当たりの300円と340円の中の食材として米がどのぐらいの割合を占めているかというと、実績で見ますと約12%、小学校でいうと、300円のうち12%というところ36円、それから中学校でいうと、340円の12%なら41円というところでございます。

ちなみに牛乳が15%、それからあと残りが副食になりますので、73%が副食の食材費になるというところでございます。

それから、米の単価でございますけれども、これにつきましては、平成27年度の実績ベースで申し上げますと、六日市につきましては合鴨米、それから柿木につきましては柿木の有機米を使っております。その中で、コシヒカリでいいですよとキロ当たり490円でございます。30キロで換算しますと1万4,700円という米でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、議案35号の一般会計予算の質疑についてはないようですので、質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） それでは、第35号議案を賛成の立場で討論させていただきます。

私は、以前の一般質問でも、吉賀町の財政については県下のトップクラスの健全な財政運営をされているということを述べさせていただきましたが、また一方では緊縮予算ではないかという声もありました。そのことも質問させていただきました。

しかし、本29年度予算は、ほとんどの自治体が約2%前後のマイナスの予算規模になっておりますが、本吉賀町の29年度予算は4.6%増の68億2,700万円の予算規模となっております。

中身を見ましても、全国に誇れる子育て支援策も全て継続になっております。

また、かねてから要望がありました地域活動支援センターの設計業務委託費も含まれております。

また、先ほどから議論になっておりますが、県下でもいち早く交通安全対策費としまして、高齢者の免許自主返納支援事業費も含まれております。これにつきましては、まだまだ制度は完全ではありませんが、今後議論をされると思いますが、県下でもいち早く事業をされるように含まれております。

私は、以上の理由で本35号議案につきまして賛成といたします。

○議長（安永 友行君） 続けて、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 2 2、議案第 3 5 号平成 2 9 年度吉賀町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3、発議第 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 2 3、発議第 1 号過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）を議題とします。

本案については総務常任委員会に付託しておりますので、総務常任委員長の報告を求めます。

2 番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） 総務常任委員長の大多和です。お手元に配付しました委員会審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成 2 9 年 3 月 2 2 日、吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長大多和安一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第 1 号。件名、過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）。2、審査年月日、平成 2 9 年 3 月 1 0 日。3、審査結果、可決。

以上です。

○議長（安永 友行君） ただいまの委員長報告に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第２３、発議第１号過疎地における水道事業への過疎債適用を求める意見書（案）を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第２４．発議第２号

○議長（安永 友行君） 日程第２４、発議第２号米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）を議題とします。

本案についても経済常任委員会に付託しておりますので、経済常任委員会の報告を求めます。

５番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、報告いたします。

平成２９年３月２２日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長中田元。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告します。

記。１、事件の番号、発議第２号。件名、米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）。

２、審査年月日、平成２９年３月１０日。３、審査結果、可決。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの経済委員長の報告に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。１０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 経済委員会におかれましては慎重審議の結果だと思っておりますが、二、三委員長にお伺いをします。

まず一点が、御承知のように、今吉賀町は、昔のあれで言いますと圃場整備なんですけど、至るところで圃場整備がなされております。規模拡大というには少し語弊があるかも知れませんが、規模の拡大にもつながる、国の政策に順応した対応を吉賀町の農政にも取り入れていることにつながるんじゃないかと思っておりますけど、その辺のところで一点、こういうことを続けていくと、ここに書いてありますように、規模を拡大するほど今の国の米政策の中では経営が苦しくなるといのは反別の生産費を見ても以前からわかっていたことでもありますので、ここの辺の規模拡大、国の政策にのっとなって今吉賀町が行っている農政との関係をどのように協議したかというのを一

点お聞きしたいと思います。

それと、米の直接払い交付金は1万5,000円が26年から7,500円になって、来年は減反政策の打ち切りによりこれも廃止ということで行っている事業だと思うんですけど、その減反政策とこの交付金、減反政策が始まったときは、米をつくらせという、大変厳しい批判が起きたわけでありまして、ここに至って、次は、この交付金を打ち切るなという、極めて矛盾した要求になっているわけですけど、減反政策とこの交付金の打ち切りをどのように協議されたか、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 1番目の質問でございますけれども、今議員が言われたように、大規模になってもなかなか苦しいというようなことはこの会議の中でも出ましたが、そこについての内容につきましては、米に対する資材の上昇とか、需給の安定のために必要であろうというようなことが話されました。

それから、直接払いと減反政策との整合性がというお話でございますが、1万5,000円が7,500円になって、この7,500円もなくなるから残してほしいということでございますが、現在7,500円という補償金がもしなくなるとすれば、減反政策は来年からなくなるわけですが、実際には減反もしなくてはならないということになると、今、7,500円というと、10アール当たり8俵というと16袋ぐらいとれるかと思いますが、これを計算しますと、1袋当たり800円から1,000円ぐらいの7,500円をいただければ、反当たり収入になるというようなことも皆さんで話しまして、そうすると減反もしやすくなると、もしなくなれば、どうしても収入を上げようと思って減反をしなくなるというような観点から、この7,500円の交付金の復活を求めるというような結論とさせていただきました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 委員会の決定ですので、ここでごちゃごちゃ言うことは差し控えたいと思いますが、結局、米の交付金も残せ、減反政策はやめろという理論だったかと思うんですけど、そここのところは、今委員長言われましたように、減反政策が残った場合のことを考慮してということでありましたので、それに間違いはないか、もう一度確認をしたいと思いますが。

それでありましたら、減反政策を残して、その上に米価の下落を阻止するために減反政策は容認すると、その上で米の直払いを7,500円から1万5,000円に返せという議論がなされたのかどうかということをお聞きしたいと思いますし。

まず、ここで質問ではありませんけど、結局、きょうもきちっとした農業政策を打ち出してないというところが、今、荒廃地がふえる、いろいろな面で農業が衰退していく、国の政策に従って

だけの政策ではなかなか立ち行かんとこがあるんじゃないかと思いますが、その辺のところを委員会として、この件に関してどのように話し合われたか、もしくは話し合われてないのかということをお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） どこまで話していいかわからんですが、やはり今の 7,500 円というのがあると、今言われましたような荒廃農地に関しても、この 7,500 円がなくなると荒廃農地もふえていくのではなかろうかというような話し合いは行いました。

それから、今の減反政策というのは、来年からなくなるという話ではございますが、やはり自主目標という形は残るんだろうと思います。そうしないと需給バランスがとれないというようなことを、このままいきますので、実際には自主減反がないと、今 J A で買い取りが 6,500 円ぐらいですけれども、まだまだ安くなるんじゃないかろうかというような話し合いはいたしました。以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 24、発議第 2 号米の所得補償交付金の復活を求める意見書（案）を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 25. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 25、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたびお手元に配付したとおり、河野緑氏及び寺戸孝臣氏を候補者として人権擁護委員に推薦したいとして意見を求められております。

答申案の朗読については省略をさせていただきます。

お諮りをします。本件は、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、日程第25、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申することに決定をしました。

日程第26. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第26、閉会中の調査報告について、お手元に配付のとおり総務常任委員会より報告書が2件提出されております。総務常任委員長からの報告を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） 総務常任委員長の大多和です。お手元に行政視察報告と委員会調査報告とそれぞれ配付しております。簡単に説明させていただきます。

まず、行政視察報告ですが、平成28年4月26日に社会福祉法人E. G. F、今の山口の萩市ですね。それから山口市にあります社会福祉法人ほおの木会鳴滝園に、平成28年12月20日には、山口市の社会福祉センターしらさぎ会館、それから同じく宇部市の社会福祉法人光栄会に視察に行っていました。

参加者は記載のとおりです。調査事項は、障がい者福祉施設の設置と運営についてということで調査してまいりました。視察先の概況については、お手元に配付しております報告書のとおりです。

それから、これに対する各常任委員の感想もお手元に配付しておりますので、それぞれごらんください。

以上で、行政視察報告は終わります。

続きまして、委員会調査報告をいたします。

同じく調査事件としましては、福祉全般についてを吉賀町の民生児童委員協議会といたしました。平成28年10月25日に民生児童委員協議会から、理事8名と事務局3名の方に参加していただきました。

調査の内容としましては、吉賀町の地域福祉の現状と課題についての意見交換会です。詳しい内容はめくってもらって2ページの（1）から（4）までに書いておりますが、この4項目についてそれぞれ意見交換をいたしまして、この実態と主な意見は記載のとおりです。

今後ですが、一応今後は（1）の移動手段確保困難者の暮らしやすさの向上についてということで、再度民生児童委員会協議会側と意見交換をしたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

日程第 27. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 27、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長及び経済常任委員長から、会議規則第 75 条の規定に基づきお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） ここで町長より発言を求められております。これを許可します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思っております。

29 年度予算、御提案した、また議案全て御可決をいただきました。いろいろ御意見いただきましたことは、今後に生かしていけるように頑張っていきたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

また、今年度末で定年退職いたします保健福祉課長の宮本さん、また出納室長の谷さんが 3 月末で退職されます。そういった意味で皆さん方にお別れの御挨拶をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それじゃ、宮本課長お願いいたします。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、定年退職に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3 月定例議会閉会にもかかわりませず貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。ただいま町長が申し上げましたように、本年 3 月 31 日付をもって定年退職を迎えることとなりました。本席を借りまして一言お礼の御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

月日がたつのは本当に早いもので、本年 3 月 31 日があっという間にやってまいりました。在職中は議員の皆様方には数多くの御心配、御迷惑をおかけし、また最終議会であります本定例会でも予算の不手際等、本当にこの場を借りまして、改めましておわびを申し上げたいというふうに思います。

また、日常の業務や議会とのやりとりにおきましては、私のような凡庸な職員に対しまして非常に寛容に接していただき、深く感謝申し上げる次第です。

我が国は、激動多難な時代が待ち受けております。地方も過言ではありません。このような今日ではありますが、中谷町長の英知と吉賀町議会の見識を持ってすれば、吉賀町の将来を開ける未来はきっと明るいものであると確信しております。微力ではありますが、これからは地域の生活者として、まちづくりを支えていきたいと考えております。

最後になりましたが、吉賀町のさらなる発展と吉賀町議会のますますの繁栄並びに皆様方の御活躍、御健勝をお祈りいたしまして、退職の挨拶にかえさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） 谷室長、そこからよろしいです。

○出納室長（谷 みどり君） 議長様並びに議員の皆様、この大切なお時間をいただきまして、退職に当たり一言感謝の言葉を述べさせていただきます。

私のようなものが、それほどの大過もなく定年退職を迎えることができますこと、また会計管理者、出納室長の職責を果たすことができましたことも、ひとえに皆様方の温かい御指導と御支援があればこそと存じます。皆様に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

これからは今まで受けました御恩を少しでもお返ししていきたいと思っております。そのような気持ちで日々を暮らしていきたいと思っております。

最後になりましたが、皆様の御健康とますますの御活躍を御祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、退職の御挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） ありがとうございました。宮本保健福祉課長、谷出納室長におかれましては、旧六日市町時代から長年にわたり町行政にかかわっていただきました。また、管理職になられてからは、御苦労も多かったかと思うところでございます。大変お疲れさまでございました。

今後行政から離れましても、これまでの経験を生かし、地域活動などいろんな側面から吉賀町発展のため御尽力をいただければと思っております。どうもありがとうございました。御苦労でございました。（拍手）

_____ . _____ . _____

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。平成29年第1回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦労でございました。

午前11時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員